

【建設工事に係る請負代金債権の譲渡（債権譲渡）に関する「Q & A」】

Q 1 請負代金債権の譲渡（債権譲渡）とはどのようなものですか？

- A 債権譲渡とは、「債権の同一性を保ちながら契約によって債権を移転させること」です。請負者から一定の債権譲渡先へ工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が元請業者に対して融資を行います。
- 別府市では、下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度の2種類の制度を導入します。

◆下請セーフティネット債務保証事業

下請セーフティネット債務保証事業は、事業協同組合等が行う転貸融資と（財）建設業振興基金の債務保証とを組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。

公共工事を請け負う建設業者（請負者）は、本事業により、出来高部分について融資を受けることができます。

◆地域建設業経営強化融資制度

地域建設業経営強化融資制度とは、建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的とした制度です。

公共工事を請け負う建設業者（請負者）は、本融資制度により、出来高部分及び未完成工事部分の融資を受けることができます。ただし、未完成工事部分の金融保証の融資は、前払金の支払いを受けた工事のみが対象となります。

Q 2 同一工事で2つの制度を利用することはできますか？

- A できません。
- 下請セーフティネット債務保証事業か地域建設業経営強化融資制度のどちらかを選択しなければなりません。

Q 3 どのような工事で利用できますか？

- A 債権譲渡の対象となる債権は、別府市が発注する予定価格が130万円を超える建設工事のうち、履行期限まで30日間以上の工期がある建設工事です。ただし、次に定める建設工事は除きます。
- ① 債務負担行為、歳出予算の繰越等による工期が複数年度にわたる工事。（ただし、債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内終了が見込まれる工事又は前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるものを除きます。）
 - ② 役務的保証を必要とする工事。
 - ③ その他請負者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡を承諾するに当たって、市長が不相当と認める特別な事由がある工事。

Q 4 どのような建設業者が利用できますか？

- A 別府市が発注した建設工事を受注・施工している中小・中堅元請建設事業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の元請建設事業者）が対象です。

Q 5 どのような団体が債権譲渡先になれますか？

- A 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業団体をいう。以下同じ。）又は財団法人建設業振興資金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とされています。

現在、次の3者が民間事業者として（財）建設業振興基金により認定されています。（それぞれ、備考欄に掲げる保証事業会社の完全子会社です。）

会社名	住所	TEL	備考
北保証サービス(株)	北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地	011-241-8654	北海道建設業信用保証(株)
(株)建設経営サービス	東京都中央区築地五丁目5番12号	03-3545-8523	東日本建設業保証(株)
(株)建設総合サービス	大阪府大阪市西区立売堀二丁目1番2号	06-6543-2848	西日本建設業保証(株)

Q 6 停止条件付債権譲渡を採用していますが、それはどのようなものですか？

- A 停止条件付債権譲渡とは、請負者と債権譲渡先との間で「債権譲渡についての発注者の承諾を得ること」を停止条件とする債権譲渡契約を締結します。しかし、その段階では、その債権譲渡は効力を生じません。停止条件である債権譲渡についての発注者の承諾により、債権譲渡が効力を生じるようになります。

※ 債権譲渡契約を締結した段階では、債権譲渡先は、担保として有効な工事請負代金債権を取得していません。というのは、停止条件は、法律行為の効力の発生を将来の不確定な事実の成否にかからせる特約（附款ともいう。）であるので、発注者の承諾によってはじめて条件が成就したこととなり担保として有効な債権を取得することになります。したがって請負者に融資を実行するのは、この発注者による承諾後となります。

Q 7 債権譲渡を承諾する時点はいつですか？

- A 当該建設工事の出来高（債務負担行為・前年度から繰り越しされた工事については、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降です。

Q 8 債権譲渡承諾後に前払金等の請求はできますか？

- A 債権譲渡承諾後は前払金、中間前払金、部分払金の請求はできません。

Q 9 債権譲渡後に請負金額の変更があった場合はどうなりますか？

- A 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書の金額は変更後のものとなります。この場合は、請負者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならないこととしています。

Q10 下請セーフティネット債務保証事業の下請保護については、どのような方策が用意されていますか？

- A 本事業において元請倒産時に直接保護される下請業者等の範囲は以下の2つです。
- ① 本件工事請負契約を履行するために使用する、請負者と直接契約関係にある下請業者等（法人、個人を問いません。）
 - ② 本件工事請負契約を履行するため資材を提供する、請負者と直接契約関係にある資材業者（法人、個人を問いません。）
- これらの下請業者についての保護策は、以下のものです。
- ・ 融資の際に、債権譲渡先が請負者の「下請業者への支払計画書」を確認
 - ➡ 下請代金支払の適正化を図る
 - ・ 債権譲渡契約時における一定の下請保護特約の締結
 - ➡ 元請倒産時における下請代金の確保

Q11 請負者の瑕疵担保責任はどうなりますか？

- A 譲渡されるのはあくまでも工事請負代金債権ですので、瑕疵担保責任は当然に請負者に留保されます。その旨は発注者に申請する債権譲渡承諾申請書及び発注者が交付する債権譲渡承諾書にあらかじめ明記することになっています。
- また、当然ながら、両制度に係る債権譲渡によって請負者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではありません。

Q12 契約保証を履行保証保険契約でしている場合でも利用できますか？

- A 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、請負者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとしています。
- ただし、発注者が役務的保証を必要としている建設工事については、本制度の対象外となっています。

Q13 請負者が倒産した場合の手続はどうなりますか？

- A これらの制度においては、債権譲渡により工事請負代金債権が債権譲渡先に譲渡されており、工事請負代金の請求は債権譲渡先が行うことになっています。よって、万一、請負者が倒産した場合も発注者の出来高査定後において、債権譲渡先が指定する口座に振り込むこととなります。

Q14 これらの制度の利用により、請負者が発注者から不利益を受けたり、風評被害に遭うことはありますか？

- A 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるもので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、請負者の経営状況が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることないように十分注意することとしています。